

(5) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

①定員適正化目標

当町では平成8年より2度にわたり定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めてきました。平成17年度に策定した第3次定員適正化計画では、町の財政事情等も考慮し、平成17年4月1日の職員数に対し、平成22年4月1日までに5年間で16名を削減(削減率4.78%)することを目標にしています。

②定員適正化手法の概要

第3次行政改革大綱及び三芳町集中改革プランに基づき、個々の職員の能力開発、能力に応じた適正な人員配置、個別事業の見直し、民間活力の活用、非常勤嘱託職員及び臨時的任用職員の活用、組織機構の見直しなどにより可能な限り職員数を増大させることなく対応します。また、将来にわたり職員の年齢構成にひずみが生じないよう、計画的かつ効率的な職員採用を行っています。

③定員適正化計画の年次別進捗状況(実績)の概要

(単位:人)

Table with columns: 部門, 区分, 平成17年(計画前年), 平成18年(計画1年目)A, 平成19年(計画2年目)B, 平成18年~19年計(A+B), 数値目標(参考). Rows include 一般行政, 特別行政, 公営企業, and 計.

※計画期間は、平成18年度から平成22年度までの5年間です。

※()内の数値は、数値目標に対する進捗率です。

進捗率 = (18年~19年計差引増減数) ÷ (数値目標差引増減数) × 100

※増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数、計の欄にあっては計画1年日以降現年までの職員増減数の累計です。

2.職員の給与の状況

(1) 人件費の状況(平成18年度普通会計決算)

Table with columns: 人口, 歳出額(A), 人件費(B), 人件費率(B/A), 前年の人件費率. Values: 36,673人, 10,562,170千円, 2,665,938千円, 25.2%, 23.2%

※1. 人口は、平成18年3月31日現在 2. 人件費には、特別職の給料・報酬等を含みます。(資料:地方財政状況調査)

(2) 給与費の状況(平成19年度普通会計予算)

Table with columns: 職員数(A), 給与費, 1人当たりの給与費(B/A). Sub-columns for 給与費: 給料, 職員手当, 期末・勤勉手当, 計(B).

※1. 職員手当には、退職手当は含みません。 2. 特別職の給料、報酬等を含みません。

3. 職員数は、全職員数から水道、下水道事業に関わる職員を除いた数です。

4. 給与費は、当初予算に計上された額です。

1.職員の任免及び職員数に関する状況(※文中・表中の()内数値は内女性数)

(1) 職員の採用状況

(単位:人)

Table with columns: 平成18年度採用者数, 管理栄養士, 保健師. Values: 1(1), 1(1)

(2) 職員別任用状況

(単位:人)

Table with columns: 昇任者数, 職の総数, 参事相当, 課長相当職, 課長補佐相当職, 係長相当職, 主査相当職, 計. Values: 4(0), 4(0), 11(0), 5(0), 5(0), 0(0), 25(0), 27(1), 18(3), 64(17), 58(24), 171(45)

※平成19年3月31日現在

(3) 職員の退職・再就職の状況

(単位:人)

Table with columns: 定年退職, 勤奨退職, 自己都合退職, その他(死亡・免職・失職), 退職者計, 再就職者, 事務職, 保育士, 保健師, 土木作業員, 計. Values: 2(0), 3(2), 1(1), 0(0), 6(3), 0(0), 1(1), 0(0), 1(1), 1(0), 9(5), 0(0), 1(1), 0(0), 0(0), 1(0), 3(2), 2(2), 0(0), 1(0), 0(0)

※「再就職者」とは、平成17年度中に定年・勤奨退職した者の内、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間において再就職した者。

(4) 部門別職員数の状況(各年4月1日現在)

(単位:人)

Table with columns: 部門, 区分, 職員数(平成18年度, 平成19年度), 対前年増減比, 主な増減理由. Rows include 福祉関係を除く一般行政部門, 福祉関係の一般行政部門, 公営企業等会計部門, 総合計.

※部門は「地方公共団体定員管理調査」(総務省)による。

三芳町の人事行政の運営等の状況を公表します。町の人事行政の運営等の状況について、町民のみなさんにご理解をいただくため、次のとおり公表します。

3.職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の概要

| 1週間の勤務時間 | 開始時刻 | 終了時刻 | 休憩時間 | 休息時間 | 週休日 |
|----------|---------|--------|---------------------|------------------|---------|
| 39時間10分 | 午前8時30分 | 午後5時5分 | 午後0時15分から 午後1時まで | 4時間の勤務 につき15分 | 日曜日、土曜日 |

※図書館や保育所等、職場によって変則勤務があります。

また、平成19年4月より、本庁窓口業務の一部及び各出張所の開庁を、毎月第一土曜日の午前8時30分から正午まで実施しています。

(2) 休暇制度の概要・種類等

| 休暇の種類 | 有給・無給の別 | 概要 | |
|--------|---------|---|------------------------|
| 年次有給休暇 | 有給 | 労働基準法第39条の規定に従って与えられる休暇で、1年につき最高20日間付与され、前年度からの繰越分を含めると最高40日間となります。 | |
| 病欠休暇 | 有給 | 負傷又は疾病の為に療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合、医師の証明に基づき、その治療に必要な期間認められる休暇。 | |
| 介護休暇 | 無給 | 配偶者、子、職員又は配偶者の父母などの親族で、負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しない事が相当な場合に認められる休暇。 | |
| 組合休暇 | 無給 | 職員団体の業務又は活動に従事する期間における休暇。 | |
| 特別休暇 | 有給 | 主な特別休暇（種類・付与日数等） | |
| | | 産前・産後休暇 | 出産予定日7週間前から産後8週間 |
| | | 育児時間 | 1日2回それぞれ30分 |
| | | 忌引 | 配偶者10日、父母7日、子5日、祖父母3日等 |
| | | 結婚休暇 | 週休日を除く5日の範囲内 |
| | | 配偶者の出産 | 週休日を除く3日の範囲内 |
| | | 子の看護のための休暇 | 5日の範囲内 |
| 夏季休暇 | 5日 | | |

(3) 年次有給休暇の取得状況

平成18年1月1日から平成18年12月31日までの一般職員の年次有給休暇の平均取得日数は12.6日となっており、平成17年（13.2日）と比べて0.6日減少しています。

(4) 育児休業等の取得状況

(単位：人)

| | 育児休業を取得することができることとなった職員 | 育児休業取得者 | | 部分休業取得者 | |
|----|-------------------------|---------|-------|---------|-------|
| | | うち新規 | うち新規 | うち新規 | うち新規 |
| 合計 | 8 (2) | 3 (3) | 2 (2) | 0 (0) | 0 (0) |

※育児休業とは、職員の育児休業等に関する条例に基づき、任命権者の承認を受けて、養育する子が3歳に達するまでの間、休業することができる制度です。育児休業の間の給与は支給されません。

(5) 時間外勤務の状況

平成18年度の一般職員1人当たりの月時間外勤務平均時間は、4.0時間で平成17年度（3.9時間）に比べて0.1時間増加しました。

なお、四半期ごとの状況は下表のとおりです。

(単位：時間)

| 第1四半期（4～6月） | 第2四半期（7～9月） | 第3四半期（10～12月） | 第4四半期（1～3月） | 年間 |
|-------------|-------------|---------------|-------------|-----|
| 3.9 | 4.1 | 3.5 | 4.9 | 4.0 |

(3) 平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成19年4月1日現在）

| 一般行政職 | 平均給料月額 | 平均給与月額 | 平均年齢 |
|-------|----------|----------|---------|
| | 360,050円 | 434,136円 | 46歳0ヶ月 |
| 技能労務職 | 平均給料月額 | 平均給与月額 | 平均年齢 |
| | 284,347円 | 336,509円 | 41歳11ヶ月 |

(4) 職員の初任給の状況（平成19年4月1日現在）

| 区分 | 決定初任給 | 採用2年経過日給料額 | |
|-------|-------|------------|----------|
| 一般行政職 | 大学卒 | 182,200円 | 192,200円 |
| | 高校卒 | 148,000円 | 158,300円 |

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成19年4月1日現在）

| 一般行政職 | 経験年数 | 10年以上15年未満 | 15年以上20年未満 | 20年以上25年未満 |
|-------|----------|------------|------------|------------|
| | 大学卒 | 296,140円 | 318,441円 | 365,307円 |
| 高校卒 | 254,600円 | 290,004円 | 321,192円 | |

(6) 職員手当の状況（平成19年4月1日現在）

| 区分 | 内容 | | |
|--------------|--------------------------------------|---------|---------|
| 賞与 | (期末手当) | (勤勉手当) | |
| | 6月期 | 1.40月 | 0.725月 |
| | 12月期 | 1.60月 | 0.725月 |
| | 計 | 3.00月 | 1.450月 |
| 退職手当 | (自己都合) | (勤奨・定年) | |
| | 勤続20年 | 21.00月分 | 27.30月分 |
| | 勤続25年 | 33.75月分 | 42.12月分 |
| | 勤続30年 | 41.25月分 | 51.48月分 |
| | 最高限度額 | 59.28月分 | 59.28月分 |
| 地域手当 | 給料・扶養手当及び管理職手当の合計額の7% | | |
| 条例により支給される手当 | 扶養手当・住居手当・特殊勤務手当・通勤手当・時間外勤務手当・管理職手当等 | | |

(7) 特別職の報酬等の状況（平成19年4月1日現在）

| 区分 | 給料（月額） | 期末手当 | |
|-----|----------|------|-------|
| 町長 | 750,000円 | 6月期 | 2.10月 |
| | | 12月期 | 2.35月 |
| 副町長 | 640,000円 | 計 | 4.45月 |

| 区分 | 報酬（月額） | 期末手当 | |
|-----|----------|------|-------|
| 議長 | 326,000円 | 6月期 | 2.10月 |
| 副議長 | 272,000円 | | |
| 委員長 | 260,000円 | 12月期 | 2.35月 |
| 議員 | 252,000円 | 計 | 4.45月 |

敬老会のご案内

開催日：9月17日(月・祝日) 場所：文化会館「コピスみよし」

対象者

- ・昭和11年8月16日～昭和12年8月15日生まれの70歳以上の方
- ・昭和7年8月15日以前生まれの75歳以上の方



▶午前の部

開場 午前9時30分

開会 午前10時15分

対象 藤久保地区在住の方

※手話通訳をご希望の方は、午後の部にご来場ください。

▶午後の部

開場 午後1時

開会 午後1時45分

対象 上富・北永井・竹間沢・みよし台地区在住の方

*午前の部・午後の部の対象地域が、昨年と変更になっていますので、お間違えのないようご注意ください。

*敬老会に出席できる人は、既にハガキでご案内した方のみです。

*開場時間前には入場できません。

*送迎バスをご利用ください。

問い合わせ 社会福祉協議会 ☎258-0122 FAX258-0122

4.職員の分限及び懲戒処分の状況

平成18年度に分限処分・懲戒処分を受けた職員はいませんでした。

5.職員の服務の状況

(1) 職員の守るべき義務の概要

地方公務員法は、服務の基本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。この根拠基準の趣旨を具体的に実現するため、同法は、職員に対し、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限など、服務上の強い制約を課しています。

(2) 職務専念義務免除の状況

職務専念義務免除の承認件数は、研修を受ける場合が1件、厚生に関する計画の実施に参加する場合が727件、その他12件(派遣依頼に基づく講師派遣等)となっています。

(3) 営利企業等従事の許可状況

平成18年度の新たな許可件数は1件で、内容は家業手伝いとなっています。

6.職員の研修の状況

研修の概要

平成18年度に実施した研修は、合計で35コースあり、のべ研修人員は984人です。

なお、当町における研修区分及び平成18年度実施状況は以下のとおりです。

(単位：人)

| 区分(コース数) | 参加人数(のべ人数) | 主催 |
|----------|------------|-----------------|
| 一般研修(6) | 120人 | 町 |
| 特別研修(7) | 725人 | 町 |
| 派遣研修(22) | 139人 | 彩の国さいたまづくり広域連合等 |

7.職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度の概要

職員の共済制度を運用し、実施する主体は埼玉県市町村職員共済組合です。共済組合では地方公務員共済組合法に基づき、組合員である職員とその家族の病気・ケガ・出産・死亡等に対して必要な給付を行う「短期給付事業」、職員の退職・障害・死亡に対して年金又は一時金の給付を行う「長期給付事業」、健康の保持増進事業や住宅資金の貸付けなどの「福祉事業」の大きく分けて3つの事業を行っています。

また、町では職員のための任意の互助組織として、職員相互の間の親睦・福利厚生の増進・体位の向上及び教養文化の向上を図ることを目的に「職員友和会」を組織しています。

(2) 福利厚生制度に係る町の負担状況

共済組合の事業を運営する費用は、組合員である職員の掛金と使用者である町の負担金によって賄われています。町の負担金の率は法定されており、平成18年度は279,569千円の負担金を支出しました。

その他、職員友和会への補助金として1,655千円支出しました。

(3) 公務災害補償制度の状況

公務災害補償制度は、職員が公務上の災害(負傷、疾病、障害、死亡)又は通勤時に災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害の補償と被災職員の社会復帰の促進及び職員・遺族の援護を図るために必要な事業を行うことを目的としています。具体的には、地方公務員法第45条に基づいて定められた地方公務員災害補償法によって定められています。

平成18年度に、公務災害または通勤災害と認定された件数は3件(公務災害3件、通勤災害0件)で、平成17年度より1件減少しています。

8.公平委員会の業務の状況

平成18年度に、勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に関する不服申し立てはありませんでした。



働く未来を考える

平成19年10月1日現在で

就業構造基本調査を実施します

全国から抽出された約45万世帯の15歳以上の方々を対象に、ふだん何か収入になる仕事をしているかどうかや就業に関する希望などについて調査します。

調査結果からは、若者、高齢者や女性の多様化する就業状況や産業構造の変化に伴う雇用流動化の実態など就業に関する詳しい状況が明らかになり、国や埼玉県(三芳町)の雇用政策や経済政策などの各種行政施策を立案する際の基礎資料となります。

調査の対象となる世帯には、統計調査員が伺い調査票の記入をお願いしますので、よろしくご協力ください。

総務省統計局・埼玉県・三芳町

<http://www.stat.go.jp/>